

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷四十二第

行發日一月一年六十正大

租税の目的と實體 . . . . . 教授 法學博士 神戶 正雄

再マルクスの社會的意識形態について . . . . . 教授 法學博士 河上 肇

土地の非資本的性質に就て . . . . . 教授 法學博士 河田 嗣郎

徳川時代の農民逃散 . . . . . 教授 經濟學士 黒正 巖

經濟學の根柢をなすの公益的精神に就て . . . . . 助教授 法學士 石川 興二

露西亞の産業組合運動 . . . . . 助教授 經濟學士 八木芳之助

フイジノオの勞賃論と「純收入」 . . . . . 講師 經濟學士 森 耕二郎

日支通商航海條約改正について . . . . . 教授 法學博士 末廣 重雄

國庫預金制度と兌換券發行高との關係 . . . . . 助教授 法學士 沙見 三郎

武士階級の窮乏 . . . . . 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

家族統計概論 . . . . . 教授 法學博士 財部 靜治

海運勞務の提供に要する原費 . . . . . 教授 經濟學博士 小島昌太郎

琉球と慶長役 . . . . . 教授 法學博士 山本美越乃

# 家族統計概論

財部 靜治

## 目次

### 序言

### 甲 總説

### 乙 家族展開の統計

#### 一、家族の構成

#### 二、結婚による家族形成

#### 三、子數及婚姻持續期間。

一代年數及蕃殖率の梗概——嫡出子數歩合——蕃殖力表

「統計研究者の分としては、寧ろ實況計數觀察の必要を、高調鼓吹すべく、特に我邦の現況よりせば、(1)詳密の所帶調査を伴ふべき、國勢調査の實施を急ぐこと、(2)統計機關は現存人口統計原材料の、統計の利用を一層緻密ならしむること、(3)學者も亦現存統計の利用に勉め、又輒近先進國の風潮として、特に遺傳研究のために起れる、Familienforschungenの如き方面にも、着眼研究することの必要あり」とは、十一年前京都法學會大會に臨みて、なせる講演を結ばんとして説ける所なり。(本誌第一卷八〇〇頁參照) 次いで間もなく佛國一九〇六年の家族統計に就き、略説

する所ありき(同誌第二卷二九五頁以下)。而して社會狀態認識の目的上、社會組織の單位を考ふるに當り、常に個別の人に着眼するのみならず、かゝる單位としての所帯及家族を重視するの要ありとは、拙著「國勢調査問題講話」に收めし、「所帯觀」及「所帯統計概説」に於て力説せる所なり。實に輓近の統計は人口の原子化的考察以外に、民文的生活の細胞、即ち所帯及家族の觀察をも亦その職分とし、特に近年に至り諸國に於て、是等に關する官廳統計及之が學問的處理上、著しき進境を示すに至れり。就中所帯の統計は比較的に簡單なり、所帯は實在の共同體として、人口實査に際し察取し得べければなり、家族の統計は之に反し、方法論上極めて困難なり、家族は共同生活をなせる、實際の外面的共同體に關せずして、法律上及親族上の共同體なればなり、素より婚姻の統計は、結婚する人々の一査定を意味するのみならず、同時に家族の設定又は成立の統計を意味し、同様に婚姻解消の統計は、夫婦限りの家族にありては、その生活關係終結の一表章を意味し、之により家族の崩壞を窺はしむべきも、是等の材料は家族統計としての價值幾何もなし、又人口實査が各個人以外に、所帯としての之が結束を考察するが如く、人口動態の統計にありては、個々の動態事例惹起されたる家族と、その事例との關係を、觀察すべき任務は惹起さるゝも、この任務は前に説けるが如き理由に本づき、所帯統計の任務に比して困難なり。<sup>\*</sup>吾人は偶々 v. Mayr, Bevölkerungsstatistik, 2. Aufl. 3. Lieferung, 26 を繕けるに、一九二五年九月六日に物故

\* cf. Žižek, Grundriss der Statistik, 2. Aufl. SS. 279, 280; Conrad, Statistik 1. 5. Aufl. '23 S. 151.

せし右一大統計學者の遺稿は、その一高弟 Friedrich Zahn の校正増補を經、右の一分冊として公けにせられ、茲に綿密なる一人口統計論第二版は、完結を告げたと共に、その中には Zahn 自身の執筆にかゝる家族統計論を収録することを知れり、就いて一讀せるに、必ずしも詳密とはなさざるも、所説多方面に亘り、本題目に關する一般知見を養ふの趣意よりせば、恰好の述作なるを以て、以下同論文を骨子として本文を草し、この新方面の統計につき興味を有する人々に對し、聊か參考に供せんと欲す。

## 甲 總 說

O. Landsberg によるに家族統計とは、その對象たる人を、個別の人としてその配偶關係別を觀せず、人々による一種の群即ち家族の、所屬者として觀すべき、一切の民文的研究を指す、考察の對象となるべき關係は、一つには自然的、生物學的なり、二つには經濟的たり、而してその經濟的部分の基本によるものは、所帶統計を生むべく、自然的方面の研究は、特に二種を生ず、その一は統計的計數單位を、家族におくものにして（婚姻持續期間）、その二は個別の人々より發程し、他の家族仲間に對する之が關係（蕃殖力）を研究す。そは普通に特別の家族統計視せらるゝ所なり、\*れど汎博に之を解せんか、通常統計學の一部分の一般範圍内にて臨機に言及せられ、その大括的

\* cf. Conrad. op. cit; Landsberg, Familienstatistik. Die Statistik in Deutschland. 1. S. 257.

形態につきて問はるべきも、その細説としては婚姻持續期間及子数の統計として、右に挙げしが如き特別家族統計視せらるゝもの以外に、部分的には統計學總系統論中の他の部分、假令ば婚姻統計及婚姻解消統計、配偶關係別、嫡出蕃殖率の如き、諸材料を併せて、獨立せる家族統計を編成すべきこと、なし得べし。

獨立家族統計の意義によれる家族概念は、婚姻及血の結束により、從ひて親族關係により結合されたる人々の群を含む。かゝる家族は部分的には所帯概念と合致し、從ひて所帯の統計により、幾分か家族の現狀に通じ得べきも、所帯にありては家族外の分子を交ゆることあり、又爾餘の數多家族生活問題にして、靜態調査によりては、満足には明かにされ兼ねべきものを、考察するの要あり、人口實査は家族につき告知する所なしと、説く者あるは、一は從前のかゝる調査上、現時の如く所帯統計及家族統計の開拓に、深き注意を拂はざりしによるものなりと雖も、一は右の如き事情あるによるものなり、<sup>\*</sup>他面家族共同體は必ずしも所帯に併合さるゝと限らず、悉く一所帯の團員として、又は一住居共同體の形をなして、現はるゝの要なし、寧ろ反對に家族員の場所的別居は頻繁なり、特に職業を變へ易く、住居市場の不況を告ぐる今日にありては、極めて頻繁なり、さればとてためにその生存共同體は、疎遠となるを要せず。好し近時の「家出」Familienflucht及配偶者遺棄につきて見るが如く、之がために右生存共同體脅かされ、又は内實の分解を見る際

\* cf. Žižek, op. cit., S. 280; Conrad, op. cit. S. 99.

にても、親族關係上法律上の種々なる關係は、依然として殘存すべし。されど「家族」及「所帯」概念のかゝる離反を不問に付せんか、今日と雖も尙所帯は、本來社會生物學的に決定されし家族概念の尋常なる經濟的現象形態なり。

汎博なる家族統計は便宜上、家族樹立の統計、家族展開の統計、及家族分解の統計に分ち得べし、家族樹立の統計並に家族分解の統計は、婚姻統計論及離婚統計論に附帶して、究むるを便宜とすべきを以て、本論にありては専ら家族展開の統計を問ふこととすべし。

家族展開の統計は、靜態統計及動態統計に分たる、靜態統計は一定時點に現存せる、家族構成の説示を含み、その動態統計は婚姻による家族形成、婚姻持續期間と關聯して、子供彌増の關係及遺傳關係への、夫婦共同生活發展に關する説示を含む、之につきて注意すべきは後に明かなるべきが如く、移動の説示が方法上屢々、靜態統計の方法により得らるゝことなり、「家計の統計」により察取さるべき、家族の經濟續行も亦一定の意味によれば、家族彌榮の展開現象に數へらるゝされどこの部分は經濟統計論中、消費統計の範圍に於て取扱ふを最も便利とす。

## 乙 家族展開の統計

### 一、家族の構成

第一に略記すべきは、「家族」概念と「所帯」概念と一致する限度に於て、完全に整理されたる所帯統計により、家族の詳細なる説示を授くべきこと、又人口配偶關係別の古くより傳へ來りし表章も、無關係とせざることなり、素より所帯及家族は、多くの場合に合致せず、又有配偶者の數は、「現存夫婦」を精細に察取する際にありても、亦決して家族の數に相當せず、そは假合ば子持の家族たるも、兩親の一方を缺けるものは、悉くその數より洩るべし。その以外に從來に於ける此種總括の大多數は、現在人口をその對象となせるため、永續的に所帯に不在なる家族員と共に、一時限り不在なる者も、人爲的に取除けらるゝの缺點あり、尠くとも之を併せ間はんと欲せば、現住人口に立脚するの要あり（國勢調査問題講話二三四頁以下參照）、唯かくするも亦家族構成の問題紛料の全部、詳言すれば一家族員が如何なる範圍に於て共棲し、又如何なる範圍に於て別居するかは、釋明さるゝを得ず、何れにしても從來の所帯統計に改良を施し、由來實際に行はれしよりも、一層進みて家族統計の方面に、刷新され得べし、「親族所帯」及その中に含まれたる家族分につきての慣例的表章は、獨立を遂げたる家族統計の觀點よりせば、つぎはぎ細工に過ぎずと謂ふべし。獨逸の統計にありては、近時に至り初めて悦ばしき一變轉を窺はしむ、即ちそは一九二五年の人口實查職業及經營調査の、所帯統計材料より、家族統計のため意義ありとすべきものを、悉く引受くべきこととせるによりて然り、之と共に右の實查は現住人口に立脚し、職業統計的説

示との一組合せを（職業上の地位をも相當に指示しつゝ）遂行すべきこと、せるは重要なり、當該統計表の家族統計的細別は次の如し。即ち家族の數全般、その中にて家族員のみによりて成立するもの。

又家事使用人及家長の事業手傳を有するも、その他の他人なき家族。最後にその他の他人（シユラノケジ 寢間借人、ケルシ 間借人等）を有し、一定の場合には同時に又家事使用人又は家長の營利手傳を有する家族は然

り。家族員として分たれたる人々の數全般、その中本業としての營利活動者、家長の家屬一班、就中家長により指揮せらるゝ經營にある者、十四歳以下の家屬（本業なき）及家族にある他人、その中にて家事使用人、家長により指揮せらるゝ經營に於ける營業手傳、寢間借人及間借人を分つ。

之と共に上記の概念決定に該當せしめつゝ、婚姻及血の結束により、共屬せる人々の群は、他の家族との共同所帯を營むとも之を家族視し、その外右所帯主と親族關係ある者、又は公共設備の收容者として、固有所帯を有せざる者、假令は一旅宿又は一養老院に住む者も亦然りとす、又所謂單身所帯をなせる人々、共同家事經濟の獨身なる主人は、家族と同列に取扱はる、後者中には特に所帯主たる兩親の片割れとして、獨立營利生活に當れる者、「所帯主と呼ばれ營利活動に當れる子息にして、兩親の家族之に寄寓せる者を含む。是等の統計表、加之職業と「フエリガイナホシ 金儲け人」及「ミツフエルギヤナル 共稼人」の大括的分類との、一組合せを伴へるものは、永續的に不在なる家族員として、その中には他地方の學校にある子も含まるべきものを、避け難く不問に付するに拘はらず、當今家族

生活の構造につき、今尙全く測知し兼ねべき、深酷なる認識を遂ぐるに適せん。

## 二、結婚による家族形成

之に該當すべき統計表章は、由來多しとせず、唯之が一例として茲に擧げ得べきは、伊太利フローレンツ市統計年報 *Comune di Firenze, Ufficio di Statistica. Annuario statistico del Comune di Firenze. Anno XV-XVI. 1917-1918. Firenze 1921* なり。同年報中婚姻に關する諸表を含み、就中婚姻により形成されたる家族の新夫狀況及家族の狀況別 *Famiglie formate per matrimonio nell' anno 1918 secondo la condizione degli sposi e la condizione della famiglie* 題せる特別の一表あり。新夫の「狀況」としては、貧困 *poveri* 及貧ならず *non poveri* を分するのみなるも、家族狀況につきては、(1)新夫のみなるもの、(2)新夫の家屬を伴へる家族、(3)新婦の家屬を伴へる家族を分てり。一九二三乃至一八年の各年次に於て、百分比として、第一種家族は最低五六最高七二を占め、第二種家族は最低一八最高三三、第三種家族は最低一〇最高一八を占めたり。茲に尙附記すべきは、前記獨逸家族統計に關聯して、作製さるべき所帶統計が、此題目への一資料を授くべきことなり、即ち之にありては從前に於けるごその趣を異にし、所帶を二家族、二家族又はその以上の家族よりなれる、之が構成別をも分つこととせり、多數家族が一の所帶内に込合ふことは、戦后甚だ頻繁たるが、そは右の仕方により計數に寫し出さるべし、誤謬を避く

るため、その説示は家族政策的意義のみを含み、住居政策上の意義を有せざることを保證すべきなり。此種大川帶の多數が、更に又同一の住居内に宿ることあり得べきを以てなり。

### 三、子數及婚姻持續期間

國民の蕃殖力 Fruchtbarkeit, Fecundity, Fertility を窺ふの目的上、普通、嫡出及私生蕃殖率(或は又「私生家族」とも言ふ)を問ひ、又親より子、子より孫へと相承すべき、生殖の中間隔年數(代々間隔年數 Generationsintervale)を問ふの方法をも亦採り得べし、就中後の方法たる極めて興味深き問題にして、之が研究上近年に至り進境を開かんとするの風潮ありと雖も、之が詳説は別稿に譲ることとし、茲には單に Žižek が、一定の意味により家族統計に屬せしむべき一問題は、兩親と子との中間隔たる一代年數の意義によれる、「累代」の問題なり、之につきては種々の方法試みられたり、特に新出生子の兩親の年齢關係に、立脚すべき方法は是なるに似たりと、略説せることを附記するに止む。次に蕃殖率の問題は、家族統計に關係なしとせざるも、寧ろ出生及人口増加に關する重大問題として、取扱はるべき所なるを以て、茲には單にその梗概を示し、問題の何たるかに關し、簡單なる手引をなすに止めんか、夫れ普通の仕方により算定さるゝ出生率は、社會的觀點よりせんか、人口増加に關する重要事項の一部につき、不當なる一觀念を授く、そは出生と全人口との比なり、その人口に含まるゝものゝ全部は子産者に非ず、若し論理的に比較し得べきも

\* cf. Žižek, op. cit. S. 281.

のを、比較すべしとする統計學上の原則を貫くべきこと、せば、他の比を計算すること、し、出生と子産年齢期の婦人、又嫡出出生と子産年齢期の有夫婦人との比によるべく、又嫡出と私生とを分つべし、又死産は之を出生と區別するを常とするも、茲には之を勘定に入るべし、之につき生るゝ子供の數を左右すべき、主要因子は何たるかを見るに、そは(1)婚姻數、(2)是等婚姻關係の有効持續期間、詳言すれば婚姻當時に於ける新婦の年齢と、子産の休止を見るべき、自然年齢との間に挿まるゝ年齢、及(3)受胎を見るべき頻繁程度なり、婚姻數は人口の男女別及年齢構成、經濟及社會事情により左右され、婚姻の有効持續期間は、婚姻當時の年齢、特に新婦の年齢により左右せらるゝ、婚姻起ること遅からば、その期間短縮さるべきや明かなり、受胎の頻繁程度は、或程度迄は幼者死亡により左右せらるゝ、之に本づく授乳期間の短縮は、兩子産間の間隔を短からしむべきを以てなり、されどこは著しき程度迄、夫及妻により左右さるべく、又され得べき所なり、又死産の數は現存する子供間の齡差に、一影響を及ぼすべし。<sup>o\*</sup>

蕃殖力認識の目的上、茲に専ら問はんとする所は、嫡出子數歩合 *Kinderrate* なり、此歩合により示さるべき嫡出蕃殖力の問題も、亦出生統計の普通問題と其の選を異にす、後者は人口毎千につきての出生數に關するも、茲に問はんとする統計は、全婚姻持續期間の經過中、夫婦間に生るべき子の總數を問はんとす、之が時間的比較によるに、嫡出蕃殖力の減退を認識せしむ、その

計数は又種々の元素(兩親の年齢關係、婚姻持續期間、信教、社會階級等)により分つことゝすべし。こは人口實査に際して子數を問ひ、之と共に尙生存せる子と、既に死せる子(死産をも亦含む)を區別することにより察取せらる。されどそは婚姻持續期間の察取に於けると同様、人口實査に際しては、精確に察知し得べきに非ず、夫婦の大部分は尙將來に亘り、出生を繰返すべきを以てなり、されば寧ろ動態の材料を利用し、婚姻解消の觀察により、併せて婚姻中に生れたる子の數を問ふことゝする(特に Thoman 及 Feld による Zurich の調査、W. Feld, Diverse Aufsätze in der Zeitschrift f. Sozialw. 1913, 1916 u. 1919, in Schmollers Jahrb. 177, in Conrads Jahrbüchern 1919, im Bull. de l'Inst. int. de St. Tome XIX, 1.) 人口實査に際せる尋問によるよりも、立入りたる結果を擧げ得べしとすべきことあらん、又かゝる調査に代らしむべき一便法として、一年間又は一層永き期間の嫡出々生數を、同期間内の結婚數により、除するの算法を探り、一結婚に就き、平均出生幾何の割合なるかを示さんとすることあるも、今之を深く問はず、兎も角前記の如き子數歩合調査の結果によるも尙(之につきては有夫の婦、寡婦及離婚せる婦人につき、その子の總數として、前に一言せる如く死兒を算入せるものを問ふことゝすべきは、一九〇六年佛、一九一〇年普に行はれたる所の如し) 諸地方間及諸人口群間(假令は都鄙別)の特殊比較に利用し得べきは、Wünzburger (Deut. St. Zentralblatt 1912) により示せる<sup>\*</sup>が如し。而してその調査を精密ならしむるの趣旨よりせんか、生存せる子並に死亡せる子につき、更に調査日に現存せる夫婦の所出たる

\* cf. Žižek, op. cit. SS. 280, 281.

や、その以前に於ける一夫婦關係の所出たるや、婚前に於ける一交際の所出たるやを問ふこと、なし得べし、されど此査定は甚だ困難なるべきを以て、その間特に婚前に生殖せる子に關する間は恰も不正なる答を激發せしむべし、從ひて實際にありても亦行はるゝ如く、統計にありては現存せる夫婦間に生れたる(現に尙生存し及既に死せる)子に限り、「その夫婦間に持込まれたる子」(嶺山並に私生)の調査は全く斷念するを可とす。その際之につき蕃殖期間既に終了し、又は出生數の終結を告げたりとすべき夫婦(妻の年齢五十才以上)と、今后尙家族増加の可能を有する夫婦との、重要な區別を生ず、子數歩合察知のために問はるべきものは、精査の目的よりせば初めに擧げらるゝものゝみなり、分娩作用を果し終れる妻と、その妻より生れし子數との比によりてのみ、非難なき關係比例を算出せしむべし、萬國統計院も亦一九〇七年 Kopenhagen の會議に際し、報告者 E. Nikolai の動議 (Les statistiques de la fécondité des mariages et du nombre des enfants par famille. Bulletin de l'Institut int. de St. Tome XVIII. 1.; Exposé de la méthode appliquée et de étendue eonnée dans les divers pays a la statistique concernant la fécondité des mariages et la nombre des enfants par famille. Bull. de l'Inst. int. de St. Tome XIX. 1.; Sur la fécondité des mariages et le nombre des enfants par famille. Bull. de l'Inst. int. de St. Tome XX. 2) に本づき、この方法を賛成せり。

更に尙 Boeckh の先例に倣ひ(死亡表、結婚表及婚姻持續期間表同様)蕃殖力表 Fruchtbarkeitstafeln, Tables

of Natality 算定迄進み、夫婦關係の一基本組數につき、その蕃殖力の經過を示し、由りて蕃殖力の完全なる一描寫を得んと欲せば、子數以外餘分の因子として、特に調査すべき婚姻持續期間と、此目的によらずとも尙各人口實査に際して問はるべき、夫婦の年齢とを併せ考ふることゝすべし。之が方法の評論に就くに先だち、諒解の便を謀るため、かゝる研究の一先例現すべき Kórosi (A Study of the Laws of Increase of Population, Public Health, Vol. VIII.) の蕃殖力表につき略説せんに、その中には一出生の蓋然率に關する各別の一説示が、生命の各年齢につきて示さる。今假りに男子の蕃殖力保有期間を約五十年、女子のそれを約四十年と假定せんか、蕃殖力の問題は少くとも、之を二千の場合に分つことによりてのみ解決し得べからん、各齡の父親は各齡の母親と、組合はさるゝの要あればなり、蕃殖力保有年齢の各組合せにつき、一出生の蓋然率を示すべきかゝる蕃殖力表を、作製するの便は必ずしも各國に備はらず、假令ば英國法は子の父及母につき、その年齢の説示を要求することなし、従ひて同國の記録材料は、婚姻年齢及婚姻持續期間の、蕃殖力に及ばず影響を、明かならしむる由なし。<sup>\*</sup>然るに洪牙利の Budapest にては一八八九年來之が作製の可能備はれり、蓋しその出生報告は他の諸事項と共に、兩親の年齢、同一家族に於けるその以前の出生等を含み、一八九一年の人口實査報告は、同一の年齢組合せによれる、現存夫婦の數を示したればなり。四六、九三二の出生を含める四ヶ年の觀察に基づき、婚姻千に對する年出生の比は、一六三たりと示さる、されど總婚姻中多數のものは、蕃殖力保有期間を經過せるを以て、生命の各齡につき各別の説示授けらるゝの要あり。Kórosi は之が研究の結果を、男女の一方別と

\* cf. Newsholme, Vital Statistics, 4. ed. p. 68.

しても又男女組合せとしても示せり、男女の一方別として示されたるものによるに、Budapestに於ける女子の蕃殖力は、十八及十九歳にしてその最高に達し、次いで蕃殖力の休止を見るべき、四十五乃至五十歳に至る迄順次遞下す、十八歳以下の婚姻毎百につき、一年内に三六乃至三八の子を生むのみたり、十八乃至二十歳にして蕃殖力はその最高に達し、一年四〇%を示す、二十歳にありては三二%、三十歳にして二四%、三十五歳にして一七%、四十歳にして僅かに七%、五十歳にして〇・一%たり。男子は二十五乃至二十六歳にして、その蕃殖力の最高に達し、三五%を示す、三十五歳にして二三%に下り、四十五歳にして九・五%、五十五歳にして二・二%、六十五歳にして〇・五%に落つ、夫等計数は生理的蕃殖力に關せずして、現實の蕃殖力に關す、晩期の夫婦生活にありては、分別に富める考慮屢々その作用を及ぼすや、次表により明かに示さるゝ通りなり、

諸齡級婚姻の蕃殖力

齡級	新婚婦人につき(%)	婦人全部につき(%)
三—三四	三・九	三〇・六
三—三六	三・七	一四・七
三—四四	二・四	五・九

その結果を男女組合せとして、詳言すれば兩親の年齢變化により示せるものによるに、次の結果を見る、即ち次の諸年齢に於ける女並に男毎百につき、一年中に起る一出生の蓋然率は、夫又は妻の年齢如何により左の如く變ず、

